**平成２８年（フ）第２５３号**
静岡県焼津市駅北２丁目14番13号
債務者　鈴木　信子
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午後３時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第７３４号**
横浜市神奈川区神大寺２丁目６番46―402号
債務者　鈴木越美子
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第９３７号**
横浜市戸塚区舞岡町3407番地１　ＴＯＰ舞岡401号
債務者　齋藤　一幸
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第９４８号**
横浜市西区岡野２丁目15番６号　岡野福祉会館
債務者　金指　純文
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第１１１４号**
横浜市緑区長津田２丁目34番12号　ラピスコート301号
債務者　小池　　通
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第１１１５号**
横浜市緑区長津田２丁目34番12号　ラピスコート301号
債務者　小池　典子
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第１１３６号**
神奈川県藤沢市高倉547番地の41　ベイベリーコート・ユズ203
債務者　内田　　椋
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第１１４９号**
横浜市中区扇町４丁目11番地12　第一さくら館402号室
債務者　中澤　俊夫
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第３０８号**
東京都八王子市大楽寺町507番地37
債務者　松浦　五三
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第４８９号**
東京都調布市布田１丁目21番地11モシール調布103
債務者　土居　勇介
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月15日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第１８号**
栃木県大田原市羽田227番地
債務者　伊澤　勝幸
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

**平成２８年（フ）第４１９１号**
東京都北区田端３丁目19―２
債務者　長谷川真之介
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第４１９２号**
東京都文京区根津１丁目24―３―101
債務者　藤田美代子
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第４２２５号**
東京都練馬区大泉町４丁目32―25
債務者　関　　裕二
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第４２２８号**
東京都町田市鶴川５丁目２―１―104
債務者　川口　利之
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部